

商標法4条1項19号の要件に関する 裁判例（国内事例）の検討



辻本法律特許事務所
弁護士 松田 さとみ

第1 はじめに

商標法（以下、「法」という）4条1項19号は、他人の周知商標と同一又は類似で不正の目的をもって使用する商標の登録を認めないとする規定であり、平成8年の改正法（平成8年法律第68号）によって制定された。

本条項が制定された背景としては、著名商標は、その本来の商品や役務とは全く関係のない商品や役務について使用されても十分に顧客吸引力を有し、それ自体が貴重な無体財産であるため、著名商標保護の一環として平成5年の不正競争防止法改正で出所混同のおそれの有無を問わず著名商標が保護されることが同法2条1項2号にて明文化された点、商品及び人の国際的交流の活性化に伴う外国の周知著名商標の保護が求められる点が挙げられている¹。かかる背景を受けて、「主として、外国で周知な商標について外国での所有者に無断で不正の目的をもってなされる出願・登録を排除すること、さらには、全国的に著名な商標について出所の混同のおそれなくとも出所表示機能の希釈化から保護することを目的」として同規定は制定された²。このように本条項の制定趣旨からすると、保護の対象は外国周知著名商標及び国内著名商標となるはずである。

もっとも、法文上、本条項に該当する要件は、〔1〕他人の業務に係る商品又は役務を表示するものとして日本国内又は外国における需要者の間に広く認識されている商標と同一又は類似の商標であること（周知性の要件）、〔2〕不正の目的（不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう）をもって使用する商標であること（不正目的の要件）と規定されており、外国商標と国内商標とが区別されておらず、また著名性は求められていない。周知性の要件に関しては、他人の周知商標について登録を認めない旨を規定した法4条1項10号と同様の規定となっており、周知性の要件に関する審査基準も10号の基準を準用している³。

このように法4条1項19号は法文上、本条項が制定された趣旨や目的を受けた文言とはなっていないが、実際、裁判例では要件につきどのような判断がなされているのか。本稿では、国内でのみ周知性を有すると主張された例（国内事例）に関する裁判例に限定して法4条1項19号の要

1 「産業財産権法（工業所有権法）の解説 平成8年法律改正（平成8年法律第68号）」（特許庁ウェブサイト）141頁。

2 「工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第20版〕」（特許庁ウェブサイト・2017年）1416頁。

件についての判断を検討していきたい。

第2 裁判例

本稿執筆時現在（2019年2月）、裁判所ウェブサイトの知的財産裁判例集にて「商標法4条1項19号」で検索したところ、ヒットした裁判例は122件あったが、そのうち法4条1項19号の該当性について具体的に主張立証がなされた例は、外国事例については20件（うち同号該当性を肯定したのは13件）、国内事例については10件（うち同号該当性を肯定したのは4件）であった。

本稿では、国内事例に関する裁判例の要旨を、以下、古い裁判例から順に、該当性否定例は白抜きで、肯定例は黒字で数字を表記し、列挙する（判旨中のアンダーラインは筆者が付したものである）。なお、以下の裁判例はいずれも審決を維持した判決であった。

①知財高裁平成18年10月26日判決

本件商標：



引用商標：デザインはすべて赤



【事件の種類】法3条1項柱書、4条1項7号、8号、10号、11号、15号、19号に基づく異議申立てに対し、19号に該当するとの決定があり、同決定に対して提起された商標登録取消決定取消請求事件

【当事者の関係性】原告は平成12年3月28日に辞任するまで異議申立人の監査役であり、平成12年3月16日に死去するまで代表取締役を務めた異議申立人の創業者の妻。本件商標は平成13年6月22日に設立した自ら代表取締役を務める会社に使用させている。異議申立人の現在の代表取締役は創業者及び原告の養子。

【判旨】引用商標が付された異議申立人の商品は20年以上にわたって年商10億円前後を維持しており24店舗を展開している点から周知性を認定し、原告による異議申立人の監査役辞任（平成12年3月28日）、本件出願（平成12年8月4日）、自身の会社の設立（平成13年6月22日）が時期的に接着していることに照らせば、原告は、本件商標を自身の会社に使用させることにより、同社の商品を需要者、取引者が異議申立人若しくはその許諾を受けた者の商品と誤認することを意図して、本件出願をしたものと推認されるとして不正の目的を認定した。

②知財高裁平成21年1月27日判決

本件商標：つつみのおひなっこや 引用商標：つゝみ、堤

【事件の種類】法4条1項8号、10号、15号、16号、19号に基づく商標登録無効審判請求に対し、不成立の審決があり、同審決に対して提起された審決取消請求事件（11号については別事件で審理された）

3 この点、小野昌延ら「新・商標法概説〔第2版〕」（青林書院・2013年）172頁では、「平成8年改正法の答申は、周知・著名な商標と周知商標もここに入れているようであるが、日本国内の周知商標については10号とまったく重なり、この規定新設は日本国内の周知商標にまったく焦点を置いているはずはない。」と指摘されている。

【判旨】かつて一般的に使用されていた呼称であるとはいえこれが歴史的呼称となった後にこれを自己の商号として採用し、商標登録を得て独占的に使用することも特段の事情がない限り自由競争の範囲内であるといわざるを得ないところ、上記特段の事情も認められない以上、これをもって商標法4条1項19号の「不正の目的」があるとする事はできないとされた。

③知財高裁平成22年6月30日判決⁴

本件商標： **Virgin & Pink**、ヴァージン&ピンク

引用商標： Virgin Pink、ヴァージンピンク

【事件の種類】法4条1項15号、19号に基づく商標登録無効審判請求に対し、不成立の審決があり、同審決に対して提起された審決取消請求事件

【当事者の関係性】原告は「ヴァージンピンク」の商品名でエムツウ社やハイテクサービス社などを販売元として化粧品を販売。エムツウ社が経営不振に陥り、被告が代表を務めるリバティ社が本件化粧品販売を承継。

【判旨】原告が複数の販売元に対し、製造元として原告を明記することなく、むしろ販売元の商品として宣伝広告することを許諾していたようにうかがわれるとして、エムツウ社やリバティ社が原告の販売代理店であり、これら販売元による引用商標の表示を原告による使用と解することができないとして周知性を否定し、商標法47条1項かっこ書の「不正の目的」について本件商標の登録出願当時、引用商標が原告の周知商標であったことは認められないのであるから、リバティ社が原告主張の周知商標にただ乗りする意図を有していたと認め得るものではないとした上で、かかる説示は商標法4条1項19号における「不正の目的」にも当てはまるものであると判示した。なお、周知性については同法4条1項15号の「他人の業務に係る商品と混同を生じるおそれ」と同様に解するとし、本件商標の登録出願当時、原告の業務に係る商品とその出所について混同を生じるおそれを認めることができない以上、引用商標が原告主張の周知性を有するものとも認められないとした。

④知財高裁平成23年12月22日判決

本件商標： 空手道極真館

引用商標： 極真会（縦書き）、KYOKUSHIN、極真会館、
極真空手・KYOKUSIN KARATE（2段書き）

【事件の種類】法4条1項8号、10号、15号、19号に基づく商標登録無効審判請求に対し、不成立の審決があり、同審決に対して提起された審決取消請求事件

【当事者の関係性】原告は「極真会館」創設者の三女、被告は分裂後の団体

【判旨】極真空手創始者の死後、運営を巡って対立が生じ、複数の団体に分裂し、各団体は創始者が生前主宰していた空手道の「極真空手」を承継するなど標榜して、独自に「極真」の語を含む標章を使用して空手の教授等に関する活動を行ってきた事実が広く知られている事実関係にも照らすと、「極真」の語と原告が極真会本部道場で運営する団体「極真会館」との結び付きは低下し、本件商標の登録査定時において、「極真」の語が、創始者の三女である原告が極真会本部道場で運営する団体「極真会館」を示すものとして、空手の教授を受けようとしたり、空手道着等を購入しようとしたりなどする本件商標の指定商品、指定役務の需要者の間で広く認識されているということは困難であると認定し、周知性を否定した上で、創始者死亡後の「極真

4 判例タイムズ2396号（2014年3月号）282頁。

空手」の各分派の状況等に照らすと、被告が本件商標をその指定商品、指定役務に使用したとしても、他人たる原告が極真会本部道場で運営する団体「極真会館」の業務に係るものであると需要者に誤認混同させたり、上記団体に損害を与える目的等があるとまではいえないと認定し、不正の目的も否定した。

⑤知財高裁平成24年5月23日判決

本件商標：健遊館 引用商標：健遊館

【事件の種類】法4条1項15号、19号に基づく商標登録無効審判請求に対し、不成立の審決があり、同審決に対して提起された審決取消請求事件

【当事者の関係性】被告は自らの業務に近いと思われる「高齢者用入所施設の提供」について商標権を取得することなく、本件商標を登録出願した翌日、原告に警告書を送付

【判旨】新聞記事で紹介された点も読者が本件施設の存在を認識した可能性については認められるものの「高齢者専用賃貸住宅の賃貸」にかかる役務のうち、原告使用標章が原告の出所を示す標章として周知になったとは言えない等と判示し、不正の目的の有無について検討するまでもなく該当性を否定した。なお、警告書送付の点については、被告が「健遊館」を社名とし、「健遊館」をその名称に含むデイサービスセンターを経営していることを考慮し、本件商標の登録出願は、被告の事業展開の一環としてされたものと解することができるものと認定した。

⑥知財高裁平成27年4月27日判決⁵

本件商標：



引用商標：本件商標を色無地の上に白抜きにして表示した商標又は本件商標を白無地の上にエンボス加工して表示した商標

【事件の種類】法4条1項10号、15号、19号に基づく商標登録無効審判請求に対し、19号に該当するとの決定があり、同決定に対して提起された審決取消請求事件

【当事者の関係性】原告は被告の前代表取締役の長男であり、平成12年に従業員として被告に入社後、平成19年から取締役に就いていたが、平成22年11月22日に競業行為制限違反を理由に解任され、その後「三木都」の屋号で店舗を開業し、和菓子「松風」を販売、本件商標を平成24年8月16日に出願し、平成24年12月14日に登録を受けた。

【判旨】「松風」は被告本店における店頭販売のほか、全国各地からの注文販売、有名百貨店やショッピングモールの店頭を中心として販売し、さらに、有名百貨店における和菓子の老舗を集めた催し物にも出店しており、関西地区にとどまらず、全国各地に多くの取引先を有し、販売数量は年間約8万個に上っており各種の出版物やブログ等においても「松風」とともにその特徴的な包装が数多く紹介されていることをもって、被告は「松風」を販売する西本願寺御用達の和菓子の老舗として全国規模で認識されるとともに「松風」の包装に付された引用商標も取引者・需要者の間で本件出願時及び登録査定時において相当程度知られていたものと認められるとして周知性を認めた上、「亀屋陸奥の松風」の正統な継承者は自身であり、引用商標に表象される業務

5 判例時報2265号108頁。

上の信用も自身に帰属するかのような発言をしていることから、原告による本件商標の使用は、引用商標に表象される被告の老舗としての価値、業務上の信用を自身に帰属させようとするものとして不正の目的も認定した。

⑦知財高裁平成28年8月10日判決

本件商標：黒の背景に緑文字



引用商標：黒の背景に青文字



【事件の種類】法4条1項10号、15号、19号に基づく異議申立てに対し、19号に該当するとの決定があり、同決定に対して提起された商標登録取消決定取消請求事件

【当事者の関係性】原告代表者は異議申立人所属のアーティストであり、異議申立人は、平成15年5月に原告代表者ないし原告代表者がリーダーを務める音楽グループMS CRUの活動を支援するために設立された会社である。異議申立人は原告が独自に立ち上げたUMB（「ULTIMATE MC BATTLE」）の名称のMCバトルを平成18年から10年間にわたり毎年開催し、DVDを製作販売。原告は平成26年3月14日に異議申立人に通告することなく本件商標を出願し、平成27年にMCバトルUMBを開催。

【判旨】異議申立人は、平成18年頃から約10年の長きにわたり本件MCバトルの業務等についてUMB標章を継続的に使用しており、かつ、当該MCバトルは、北海道から沖縄に至る広範な地域において、毎年、約1000名のMCが参加し、決勝大会の観客動員数も1000名を優に超えるものであることからすれば、引用商標は、少なくとも我が国の需要者（MC及びラップミュージックの愛好家）の間において、異議申立人の業務、とりわけ、本件MCバトルを表すものとして、相当程度広く認識されていたとして周知性を認めた上で、原告は、異議申立人に無断で本件商標を登録出願し、商標登録を受けた後、本件MCバトルとは別に、原告代表者が審査員として参加するMCバトルを開催し、引用商標と類似する「UMB」のロゴ及び「UMB」の文字を使用したものであるから、引用商標がまだ商標登録されていないことを奇貨として、それに化体された業務上の信用と顧客吸引力にただ乗りし、不正の利益を得る目的を有していたものと認定した。また、本件MCバトルを収録したDVDを製作販売していたことからすればDVDの売上減少等の損害を加える目的も有していたと認定した。

⑧知財高裁平成28年12月8日判決

本件商標：緑の会 引用商標：緑の会

【事件の種類】法4条1項10号、15号、19号、7号に基づく異議申立てに対し、19号に該当するとの決定があり、同決定に対して提起された商標登録取消決定取消請求事件

【当事者の関係性】異議申立人である東長寺は、曹洞宗の寺院であり平成8年に会員一人ひとりに永代供養を約束する「緑の会」を発足し、生前個人墓販売事業を開始。原告は東長寺から平成26年12月末まで「緑の会」会員募集に関する業務の委託を受けていた。平成26年2月12日に原告が本件商標を出願、平成26年12月19日設定登録。

【判旨】新聞記事、広告及び緑の会の登録会員数等より少なくとも生前に個人のための墓の購

入を欲する者等の日本国内における需要者の間において広く認識されていたとし、共同事業者・受託者として関与後に出席し、個人墓販売終了後も様々な宗教的行為等を継続的に提供する事業であることに鑑みても、原告が本件商標の設定登録をすることにより東長寺が引用商標を使用し得なくなると本件事業の継続に重大な支障を来すおそれがあることを本件事業に関わっていた原告は当然予見し得るとし、本件商標と引用商標が同一の商標であり、引用商標が周知性を獲得していたことを考慮すると、原告は、引用商標がいまだ商標登録されていないことに乗じ、これに化体された信用及び顧客吸引力にただ乗りし、他の宗教法人と展開する本件事業類似の事業に本件商標を使用することで利益を得、又は本件事業の継続に支障を生じさせて東長寺に損害を生じさせることを目的として本件商標を使用するものと合理的に推認されると判示した。

⑨知財高裁平成29年7月27日判決

本件商標：ISD個性心理協会 引用商標：個性心理学、個性心理學研究所

【事件の種類】法4条1項10号、11号、15号、19号、7号に基づく商標登録無効審判請求に対し、不成立の審決があり、同審決に対して提起された審決取消請求事件

【当事者の関係性】原告は、平成9年頃から、「個性心理學研究所」を設立して、動物のマスコットイメージを取り入れた占いやその講座等の事業を開始した者であるが、被告との間で特別の関係性はない模様

【判旨】原告考案の占いは、「動物占い」、「動物キャラナビ」等として需要者である一般人において一定程度認知されたと認められるが、「個性心理學」が心理学の一分野を示す普通名称であることをも考慮すると、引用商標は原告の占いに係る役務を表示するものとして周知性が認められないとして、不正の目的の点を判断するまでもなく本号該当性を否定した。

⑩知財高裁平成30年7月25日判決

本件商標：**ハイパット** 引用商標：ハイパット
H I P A T

【事件の種類】法4条1項10号、15号、19号、7号に基づく商標登録無効審判請求に対し、不成立の審決があり、同審決に対して提起された審決取消請求事件

【当事者の関係性】平成15年に原告が被告から保管専用の倉庫を賃借し、被告が原告の物流代行作業を行う旨の契約を締結後、平成17年に被告グループが原告の販売代理店となったが、平成29年1月末に取引終了。平成21年7月2日原告が引用商標の更新を失念し、平成23年9月22日に被告が本件商標を出願し、平成25年2月15日に設定登録を受けた。

【判旨】昭和59年から30年以上にわたり年平均1万2199個（うち半数を超える相当の割合が大手引っ越し業者以外の引っ越し業者等に対する販売数量）、カタログの配布先は3000部から5000部であり、配布先は引っ越し専門業者の1割にも満たないことを理由に周知性を否定した上で、引用商標につき商標登録出願をすることを禁止する旨の明示又は黙示の合意がないこと、引用商標の商標権が存続期間満了により消滅した日から本件商標の登録出願日まで約3年の間に原告による再出願に客観的な支障がなかったこと、被告グループが原告に対して業務提携の提案をした際にも被告が本件商標の商標権を有していることを持ち出して交渉を優位に進めようとした事実は認められないこと、これまで被告は、原告に対して、本件商標の商標権を行使して、ライセンス料の請求や引用商標の使用の差止請求などを行っていないことを理由として不正の目的も否定した。

第3 検 討

1 周知性の要件

(1) 審査基準

本号該当性について、商標審査基準改訂第14版では、「周知度、商標の同一又は類似性の程度、不正の目的のそれぞれの判断要素を総合的に勘案して判断する」とされているため、周知性の要件は、商標法4条1項19号該当性を判断する上で不正の目的と並ぶ要件であると同時に、不正の目的の要件を満たすかどうかの判断にあたっての考慮事由ともなっている。

周知性が法4条1項19号で要件とされたのは、「使用に基づく一定以上の業務上の信用を獲得していないような商標であって未登録のものについて他人が出願した場合に、『不正の目的』があるからという理由だけでこの出願を排除することとするは、商標の使用をする者の業務上の信用を維持することを目的とし（1条）、かつ先願登録主義を建前とする（8条1項）我が国法制の下では適切ではないから」と説明されている⁶。

このように、周知性の要件は、いわば先願登録主義の例外として救済される適格性の要件ともいえ、本条項の該当性を判断する上で重要な役割を果たしている。

そして、需要者の間に広く認識されているか否かの判断について審査基準では、法4条1項10号の1.を準用するとされており、「需要者の間に広く認識されている商標」には、最終消費者まで広く認識されている商標のみならず、取引者の間に広く認識されている商標を含み、また、全国的に認識されている商標のみならず、ある一地方で広く認識されている商標をも含むとされている。また、周知性の判断にあたっては、法3条2項の2.(2)及び(3)を準用するとされており、考慮事由としては、出願商標の構成及び態様、商標の使用態様、使用数量（生産数、販売数）、使用期間及び使用地域、広告宣伝の方法・期間・地域及び規模、出願人以外の者による出願商標と同一又は類似する標章の使用の有無及び使用状況、商品又は役務の性質その他の取引の実情、需要者の商標の認識度を調査したアンケートの結果が挙げられている。

もっとも、審査基準では、周知性の要件に関し、一地方で広く認識されていることで足りるとする法4条1項10号の基準を準用する一方、法4条1項19号に該当する例として、「日本国内で全国的に知られている商標と同一又は類似の商標について、出所の混同のおそれまでもなくとも出所表示機能を稀釈化させたり、その名声等を毀損させる目的をもって出願したもの」を挙げている。後者の例は、まさに本条項が規定された趣旨である著名商標の保護を意識したものであるが、一地方で広く認識されている程度で足りるとしつつも、想定している例としては全国的に知られている商標を挙げており、混乱がみられる。

(2) 裁判例

ア 肯定例

判決で法4条1項19号の該当性が肯定された例についてみると、⑧【縁の会事件】では、事業に関する広告が新聞等でしばしば掲載されていたこと、登録会員数が定員である1万2286人に達していること等を認定の上、引用商標が「少なくとも生前に個人のための墓の購入を欲する者等の日本国内における需要者の間において広く認識されていた」と判断された。また、①【鈴屋事件】では、20年以上にわたって年商10億円前後を維持し、24店舗展開していること、⑥【松風事件】では、1421年に創業され、全国各地に多くの取引先を有し、引用商標を付した「松風」の販

6 前掲2・1416頁。

売数量は年間約8万個にのびていて、各種出版物やブログ等においても「松風」とともにその特徴的な包装が数多く紹介されていること、⑦【UMB事件】では、引用商標が付されたMCバトルが、約10年の長きにわたり、全国予選を行い、毎年約1000名のMCが参加して開催され、決勝大会の観客動員数も1000名を優に超えていることがそれぞれ認定された上で、いずれも引用商標が「相当程度知られていた」と判断され、周知性が認められた。

判断基準について、⑥【松風事件】では、審決では審査基準に則って京都を中心とした一定の範囲における周知性が認定されていたが、判決では、引用商標が全国各地に多くの取引先を有していたとした上で、相当程度知られていたものと認定している点が注目される⁷。その他、⑦【UMB事件】でも全国予選を行っていたことを認定しており、全国的に周知であることを意識しているように見受けられる。

このように、裁判例では明確に示されていないものの、制度趣旨を汲み取って、周知性の要件に関しては高いハードルを課しているように思われる。

イ 否定例

法4条1項19号は〔1〕周知性の要件、〔2〕不正目的の要件の双方を満たした場合に該当性が肯定されるが、本稿で挙げた裁判例のうち、該当性を否定した例の中で〔1〕周知性あるいは〔2〕不正目的のいずれか一方を肯定し、他方を否定した例はない。

裁判例の【事件の種類】からも明らかなおおり、法4条1項19号は、同号のみを根拠として無効審判が請求されることはなく、同項10号や15号等と合わせて請求される。ただ、19号は「(前各号に掲げるものを除く)」との規定があるとおおり、同項1号から18号に該当しない場合に初めて該当性が検討される規定となっている。そのため、同項19号の要件についても、個別に主張・判断されるのではなく、先に判断された内容をそのまま引用される場合が多い。

たとえば、③【ヴァージン&ピンク事件】は、法4条1項15号及び19号に基づく請求であったが、15号の出所混同のおそれを認めることができないことを理由に19号の周知性も否定されている。⑤【健遊館事件】も同様に、法4条1項15号及び19号に基づく請求であり、原告は、15号の周知性に関してではあるが、高齢者専用賃貸住宅の貸与という役務の特殊性から取引実態について主張し、周知性については1つの県あるいは同県内の主要な地域の1つにおいて認められれば十分である旨主張していたが、判決では、「商標法4条1項15号該当性に関し、周知性の地域的範囲について、原告の主張とおおり限定的に解することができないことは明らか」とした上で、15号該当性を否定した上で、19号該当性の判断にあたっては、15号該当性で説示したとおおり、周知性を有するものではないと判断している。

当事者としては、15号に基づく主張もしていることから、15条に関して周知性を主張立証する以上、19号に関する周知性の主張立証は重なるため、それは区別して主張立証する必要はないのかもしれないが、判決としては、15号の適用を否定した後に、19号の該当性を判断することとなるため、周知性の判断基準につき、19号は10号の基準に則って判断する以上、15号とは区別して19号の周知性は判断すべきであり、15号の周知性が否定されることをもって特段の検討も加えず当然に19号の周知性も否定する手法には疑問を抱かざるを得ない。もっとも、私見としては、本条項が制定された過程を踏まえ、周知性は安易に肯定すべきではないと考えているため、結論としては裁判例に賛成である。

7 前掲5・109頁。

2 不正目的の要件

(1) 審査基準

審査基準では、不正目的の要件に関する考慮事由について次のとおり列挙されている。

「不正の目的」の認定にあたっては、例えば、以下に示すような資料が存する場合には、当該事実を十分勘案するものとする。

- ・その他人の商標が需要者の間に広く知られている事実
- ・その周知商標が造語よりなるものであるか、又は、構成上顕著な特徴を有するものであるか
- ・その周知商標の所有者が、我が国に進出する具体的計画（例えば、我が国への輸出、国内での販売等）を有している事実
- ・その周知商標の所有者が近い将来、事業規模の拡大の計画（例えば、新規事業、新たな地域での事業の実施等）を有している事実
- ・出願人から商標の買取りや代理店契約締結等の要求を受けている事実、又は出願人が外国の権利者の国内参入を阻止しようとしている事実
- ・出願人がその商標を使用した場合、その周知商標に化体した信用、名声、顧客吸引力等を毀損させるおそれがあること

また、一以上の外国において周知な商標又は日本国内で全国的に知られている商標と同一又は極めて類似するものであり、かつその周知な商標が造語よりなるものであるか、又は、構成上顕著な特徴を有するものであることを満たす場合には、不正の目的をもって使用するものと推認して取り扱うとされている。

(2) 裁判例

ア 否定例

周知性が否定された場合には法4条1項19号の該当性が認められないことが確定するため、⑨【ISD個性心理協会事件】のように不正の目的について判断がされない例もあるが（②【つつみのおひなっこや事件】のように不正目的のみ否定し、周知性について判断しない例もある⁸。）、④【空手道極真館事件】、⑤【健遊館事件】、⑩【ハイパット事件】では、周知性が否定された上で、不正の目的の判断にも入っていた。

このうち、⑤【健遊館事件】は、「高齢者用入所施設の提供」という本件商標権者の業務に近い役務を指定役務とせず、原告の役務である「高齢者専用賃貸住宅の賃貸」を指定役務として出願し、出願日の翌日に原告に警告書を送付したという点からすると不正目的を認定されて然るべき事案であったように見受けられるが、周知性が否定されている点が不正目的の認定にも影響を及ぼしていると思われる。また、同じく⑩【ハイパット事件】についても、弁理士の商標管理の懈怠により更新時期を逸して原告が存続期間満了により権利を消滅させてしまった商標につき、権利消滅から3年後に原告の販売代理店であった被告が原告に無断で類似商標を出願した事案であり、不正目的を認定されても然るべき事案であったようにも見受けられるが、こちらも周知性が否定されている点が不正目的の認定にも影響を及ぼしているように思われる。

イ 肯定例

不正目的が肯定された①【鈴屋事件】、⑥【松風事件】、⑦【UMB事件】、⑧【縁の会事件】は

8 審決（無効2006-89030事件）では、周知性を否定した上で、不正目的について検討するまでもなく該当性が否定されていた。

それぞれの第2【当事者の関係性】の記載からも明らかなとおり団体内部の紛争、いわゆるお家騒動事案であり、引用商標に表象される信用の形成に寄与したと主張する者が本件商標の無効を請求した事案であった。これらの事案は引用商標の周知性が肯定されているため、本件商標権者は引用商標の信用を横取りしようとしているとして不正目的が容易に認定される傾向になると言えよう。

このように、不正目的の認定にあたっては、周知性の結論が大いに影響しているといえる。

第4 結 語

以上のとおり、国内事例に関しては、法4条1項19号の2つの要件のうち、周知性の要件が同条項該当性を判断する上で重要な役割を果たしていると思受けられる。

引用商標が外国の周知著名商標の場合、外国の権利者については日本で商標出願をしていないとしても致し方ないと評価できる面はあるものの、国内にいる者に関しては、何ら商標出願にあたって障害がないはずである。したがって、先願主義の原則を修正してまで引用商標について出願を怠っていた者らを保護するためには、それ相応に高いハードルを課す必要があるだろう。周知性の要件は法4条1項19号の保護を受ける適格性の要件であるともいえるのであるから、本条項が制定された趣旨にも鑑みて、国内事例に関しては、著名に近い程度を要求すべきではないかと考える。

本稿では国内事例に限ってのみ裁判例を分析したが、外国事例に関しても機会があれば裁判例の分析を行ってみたい。

以 上